

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	船舶又は船舶用物件に係る型式承認を取得した製造者が、型式承認を受けた物件を製造し、製造した物件が型式承認を取得した物件と同一であることを確認するための検査(以下、「検定」という。)を受検し、これに合格した場合は、当該検定に合格した事項について国の検査が省略される。		
根拠となる法令・条項	船舶安全法第6条ノ4第1項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	船舶安全法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人日本舶用品検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検定機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	危険物を船舶で輸送する場合の容器及び包装についての検査につき、国以外にも登録検査機関により受検可能とするもの。		
根拠となる法令・条項	船舶安全法第28条第5項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	船舶安全法第28条第7項において準用する同法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人日本舶用品検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検査機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	海洋汚染防止設備に係る型式承認を取得した製造者が、型式承認を受けた物件を製造し、製造した物件が型式承認を取得した物件と同一であることを確認するための検査(以下、「検定」という。)を受検し、これに合格した場合は、当該検定に合格した事項について国の検査が省略される。		
根拠となる法令・条項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第3項において準用する船舶安全法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人日本舶用品検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検定機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	大気汚染防止検査対象設備に係る型式承認を取得した製造者が、型式承認を受けた物件を製造し、製造した物件が型式承認を取得した物件と同一であることを確認するための検査（以下、「検定」という。）を受検し、これに合格した場合は、当該検定に合格した事項について国の検査が省略される。		
根拠となる法令・条項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第3項において準用する船舶安全法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人日本舶用品検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検定機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内（登録の手引き）をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内（登録の手引き）をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉碎設備(船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備)等に係る型式承認を取得した製造者が、型式承認を受けた物件を製造し、製造した物件が型式承認を取得した物件と同一であることを確認するための検査(以下、「検定」という。)を受検し、これに合格した場合は、当該検定に合格した事項について国の検査が省略される。		
根拠となる法令・条項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の9第1項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の9第2項において準用する船舶安全法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人日本舶用品検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検定機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	船級協会が保険付与の観点から行っている船級付与に対し、船級協会が行う船舶保安規程についての審査等に合格すれば条約で求められる国の審査等に合格したものとみなすこととするもの。		
根拠となる法令・条項	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第1項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第7項において準用する船舶安全法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人日本海事協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録船級協会としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	ばら積み固体貨物の密度を正確に把握し、荷崩れ等による船舶の転覆等を防止するために行う、ばら積み固体貨物の密度の測定につき、国以外にも登録検査機関により受検可能とするもの。		
根拠となる法令・条項	船舶安全法 第28条第5項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	船舶安全法第28条第7項において準用する同法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人日本海事検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検査機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	液化化物質を船舶でばら積みして運送しようとする船長に対して義務づけられている、液化化物質についての積載方法その他積付けについての検査につき、国以外にも登録検査機関により受検可能とするもの。		
根拠となる法令・条項	船舶安全法 第28条第5項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	船舶安全法第28条第7項において準用する同法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人日本海事検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検査機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名: 海事局

権限付与及びそれによる事業の概要	液状化物質を船舶で運送しようとする船長に対して義務づけられている、液状化物質の運用許容水分値(それを超える水分を含む場合には運送に伴う動揺等によって液状化するおそれを生ずることとなる水分の量)及び液状化物質の水分についての測定につき、国以外にも登録検査機関により受検可能とするもの。		
根拠となる法令・条項	船舶安全法 第28条第5項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	船舶安全法第28条第7項において準用する同法第25条の47に規定されている一定の設備や人員を備えているといった能力、申請者が受検事業者に支配されていないという公正性等	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人日本海事検定協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録検査機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページで周知している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であること及び既に参入している業者においても利益を出し難い事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内(登録の手引き)をホームページにより周知していくこととする。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 鉄道局

権限付与及びそれによる事業の概要	鉄道事業者において、鉄道施設等の設計の管理及び当該設計が基準に適合することの確認を行おうとする者が当該業務を行う能力を有するか否かを測るための試験(鉄道設計技術士試験)について、一定の要件を満たし、国土交通大臣の登録を受けた機関が実施することとしているもの。		
根拠となる法令・条項	鉄道事業法施行規則第24条の4	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	鉄道事業法施行規則第24条の4に規定されている鉄道路木施設の設計等の各区分に応じて一定事項の試験を行うこと及び一定の教授等の経験並びに鉄道施設等の設計業務の実務経験を有する者等で構成される合議制の機関により、試験問題の作成を行うことができること等。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人鉄道総合技術研究所	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録試験機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>国土交通省のホームページ上で、他の法人等も登録申請可能であることを周知するとともに、連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制としているところ。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であり、受験を希望する者が限られていること、また、受験者数が少数であり、今後も大幅な増加が見込まれないことから、参入のメリットが少なく、他に当該試験業務を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、国土交通省のホームページ上で、他の法人等も登録申請可能であることを周知するほか、新たに、登録申請に係る手引(様式・記載例を含む)を本年中には掲載するなど取組を行う。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局名： 土地・建設産業局

権限付与及びそれによる事業の概要	建設工事で生産性の向上を図り、品質・コスト・安全面で質の高い施工を確保するためには、現場で直接生産活動に従事する技能労働者、とりわけその中核をなす基幹技能者等の果たす役割が重要であり、その確保・育成を図るため、一定の要件を満たす者が実施する講習を「登録基幹技能者講習」として登録するものである。（厳密には、団体に対する権限付与というスキームではない。）		
根拠となる法令・条項	建設業法施行規則第18条の3	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	<p>1. 建設業法施行規則第18条の3の4に基づき、次の①②をいずれも満たすこと。</p> <p>①建設業法施行規則第18条の3の6第3号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われること。</p> <p>②5名（資格等要件あり）以上の合議制の機関により試験問題の作成・合否判定が行われること。</p> <p>2. 建設業法施行規則第18条の3の3（欠格条項）に該当しないこと。</p>	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人 日本電設工業協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政裁量の余地無く登録されることが法令等において外形的に明示されており、必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>講習の登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>国土交通省、講習実施団体、参入希望者、学識経験者等で構成される「基幹技能者制度推進協議会」において、参入希望者にヒアリングを行い、参入希望者に適した講習分野についてアドバイス・意見交換を行い、同一業種への複数法人の参入も含め、参入拡大を行っている。</p> <p>その他、国土交通省HPやパンフレット等により制度の普及促進に努めている。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。</p> <p>なお、基幹技能者制度は、本来民間において進められていた取組であり、それを後押し・支援するために登録制度として制度化されたものである。</p> <p>こうした経緯を踏まえても、講習実施機関の参入を抑制する意図はなく、同一業種について複数法人から登録申請があれば、複数法人による実施の可能性も有り得る。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、国土交通省のホームページ等で、同一業種への複数法人の参入も含め他の法人等も登録申請可能であることを周知するとともに、連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制を継続する。		